

磐田市竜洋地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条

磐田市より包括的支援事業の実施の委託を受け、社会福祉法人白寿会が設置する。磐田市竜洋地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行なう介護予防支援事業並びに第一号介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門職が、要支援状態にある者に対して適正な介護予防支援並びに介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

事業所は、要支援認定者並びに事業対象者（以下「要支援認定者等」という。）が介護予防に資する保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、要支援認定者等の依頼を受けて介護予防サービス計画等を作成するとともに、その計画に基づいて、介護予防サービス等の提供がされるよう指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）、その他の保健医療サービス又は福祉サービスとの連絡調整、その他の便宜の提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 磐田市竜洋地域包括支援センター
- (2) 所在地 磐田市岡729番地1（竜洋支所内）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（常勤・兼務） 1人

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 担当職員

主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人以上

社会福祉士その他これに準ずる者 1人以上

保健師その他これに準ずる者 1人以上

利用者からの相談に対し、その心身状況や環境に応じて、本人やその家族等の意向にそって介護予防サービス等を適切に利用できるよう、サービスの計画作成調整し、適切なサービスの提供が確保されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整等の便宜を図る。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

- (2) 営業時間

原則として午前8時30分より午後5時15分までとする。

- (3) 連絡体制

電話の転送により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防支援並びに介護予防ケアマネジメントの内容及び利用料等)

第 6 条

指定介護予防支援並びに介護予防ケアマネジメントの内容は次のとおりとし、介護予防支援並びに介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準及び磐田市介護予防・生活支援サービス事業実施要項の定める基準によるものとする。

(1) 介護予防サービス計画等の作成

(2) 介護予防サービス事業者等との連絡調整

(3) その他(介護予防住宅改修理由書の作成・要介護認定もしくは要支援認定の申請の代行・基本チェックリストの実施など)

(通常の事業の実施地域)

第 7 条

通常の事業の実施地域は、磐田市竜洋地域(竜洋中学校区)の区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 8 条

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、当該地域包括支援センターを設置する社会福祉法人白寿会と共同で委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(感染症予防の取組み)

第 9 条

事業所は、当該地域包括支援センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、当該地域包括支援センターを設置する社会福祉法人白寿会と共同で委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(ハラスメントの防止及び対策)

第 10 条

事業所は、従業員の尊厳及び就業環境を守るため、職場内におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、並びに利用者又はその家族等によるカスタマーハラスメントの防止に努めるものとする。

2 事業所は、前項のハラスメントを防止するため、次の措置を講ずる。

(1) ハラスメント禁止の方針

いかなる形態のハラスメントも容認しない旨の方針を明確にし、従業員、利用者及びその家族に周知する。

(2) 相談窓口の設置

従業員からの相談(予兆を含む)に対して適切に対応するための担当者及び相談窓口を設置する。

(3) 事後対応の体制

ハラスメントが発生した際、被害を受けた従業員の安全確保、メンタルケア、及び再発防止策を迅速に講ずる体制を整える。

(4) カスタマーハラスメントへの対応

利用者又はその家族等から、社会通念上許容される範囲を超える言動(暴言、暴力、過度な要求等)があった場合、組織として対応し、必要に応じてサービスの提供を一時中止又は契約解除等の法的措置を含めた検討を行う。

3 事業所は、従業員に対して、ハラスメントの防止及び対応に関する研修を定期的(年1回以上)に実施するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 11 条

事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 2 回以上

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は磐田市及び社会福祉法人白寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 11 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。